

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

萩市長 田中 文夫

市町村名 (市町村コード)	萩市 (35204)	
地域名 (地域内農業集落名)	弥富下・弥富上・鈴野川地域 (弥富下・弥富上・鈴野川地域全域)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年11月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域へ移住し新規就農者となるケースや、Uターンにより営農を開始するケースもあるが、高齢化による離農者が増加していることから、不作付け地が増加している。
このことから、担い手への農地集積や、畜産農家との連携による、飼料作物の生産体制の構築について地域が一体となり取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

県内でも最大のソバ生産地である当地域では、農業者が一体となって6次産業化に取り組んでおり、土日には、弥富そば組合による、飲食営業も実施しており、地産地消に貢献している。
また、水稻栽培と、畜産農家へ供給する飼料作物の作付けを中心とした栽培体系となっており、今後は、担い手に農地を集積し、飼料作物の増産を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	256 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	236 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作ができなくなった農業生産条件の良い圃場においては、農地中間管理機構を活用し、隣接する担い手に集積することで、集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農用地の利用権設定等について、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
移住者やUJIターン者など地域内外から幅広く経営体を募集し、地域と県、市、JAが連携して栽培技術や機械導入支援、農地所有者とのマッチング等も含めた、相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。 また、後継者の育成、栽培管理指導や機械導入等の支援についても重点を置いた取組を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①有害鳥獣侵入防止柵等の設置により、鳥獣被害の軽減を図る。				
②ソバ等の栽培において、化学肥料を使用しない等の有機栽培に取り組む。				
④畑地化支援事業等を取り組み可能な農地で実施する。				
⑨放牧可能農地での飼料作物の作付けを行い、水田放牧を実施する。				